

多治見市告示第 44 号の 2

是正請求事案（固定資産税滞納処分による差押え処分に係る異議申立て（税務課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成 21 年条例第 42 号）第 37 条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成 22 年規則第 28 号）第 22 条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成 25 年 2 月 28 日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 固定資産税滞納処分による差押え処分に係る異議申立て（税務課）事案
- 2 答 申 日 平成 24 年 12 月 25 日
- 3 結 論 固定資産税滞納処分による差押え処分に係る異議申立て事案については、申立てを棄却すべきであるとする。
- 4 事案概要 多治見市総務部税務課（以下「行為庁」という。）が、平成 23 年 12 月 9 日付けで、異議申立人ら 2 名に対して行った固定資産税滞納分に対する不動産の差押えについて、①行為庁の差押え処分に至るまでの威圧的な対応への不満、②異議申立人らの所有する道路敷地や河川敷地等を公共事業に協力して使用提供しているにもかかわらず、異議申立人らが依頼した土地に関する問題解決は放置されたままであり、岐阜県及び多治見市に対する用地交渉等の対応への不信と不満、③本件異議申立て以前に行為庁が行った、異議申立人らが経営する会社への固定資産税滞納分への差押え処分への不信と不満から、本件処分を不当として、平成 24 年 2 月 8 日付けで多治見市長に対して異議申立てを行ったものである。
- 5 審査会の判断 本審査会は、主に以下の点について検討し、判断をした。
 - (1) 行為庁の行った固定資産税滞納分に対する差押え処分が、法の規定に照らして不当であったか否か
 - ① 滞納の事実
 - 異議申立人Ⅰ 平成 17 年度から平成 23 年度までの固定資産税滞納分
1,980,700 円（延滞金除く）
 - 異議申立人Ⅱ 平成 17 年度から平成 23 年度までの固定資産税滞納分
722,500 円（延滞金除く）上記については、異議申立人ら及び行為庁の双方に相違のない事実であ

る。

② 地方税法(以下「法」という。)の規定とその運用

(固定資産税に係る滞納処分) 法第 373 条 (一部抜粋)

固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

行為庁が、異議申立人らに対して未納分の督促状の発行をしても固定資産税の納付が行われなかったこと、納付の相談の機会を設けたにもかかわらずその相談が行われていないことから、法第 373 条第 1 項第 1 号「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」に該当しているとして差押予告を口頭又は文書で行ったうえで、差押えに至った処分については、違法性を認めることはできない。

異議申立人らに対しては、平成 22 年 2 月 3 日においても不動産の差押(平成 23 年 11 月 22 日解除)が実施されており、滞納及びそれに対する処分が常態化していた事実が認められることから、納税の公平性を確保し、また債権の時効の成立を阻止するためにも必要と認められる処分である。

従って、異議申立人らの請求については、棄却することが妥当であると考えられる。

6 審査会の附帯意見

多治見市是正請求手続条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、本件の標準審理期間は 3 月を上限として審理を行うべきである。平成 24 年 2 月 8 日付けで多治見市長に対して異議申し立てが行われていることに鑑み、本件の審理には期間がかかりすぎており、また審理に要する期間が 3 月を超える期間となる特段の理由も認められない。本件の審理に際し、一部不適切な事務のあったと認められるので、今後は適切に事務を行うよう審査庁に改善を求める。

市民の是正請求制度への信用を損なうことに繋がりがねないことであり、行政の公平性等を担保するためにも、審理員及び審査庁に対し速やかに審理等の事務を遂行するよう意見を申し述べる。